



坂下しげきのプロフィール

昭和49年11月19日(さそり座) 国府台病院で生まれる。血液型 A型 北国分・東国分・曾谷・国分・中国分5丁目へ。現在は、中国分3-9-5に在住。 市川市立百合台幼稚園、曾谷小学校、第一中学校、県立船橋法典高校、日本文化大学法学部卒業 学生時代より 千葉県議会議員金子和夫事務所所属。卒業後も秘書として6年間努める。平成15年4月27日に行われた、市川市議会議員選挙で初当選する。 ・行徳臨海部特別委員会 副委員長 ・総務委員会委員・議会運営委員会委員 ・交通対策委員会委員 ・廃棄物減量等推進審議会委員 ・市川市青少年相談員・市川市消防団団員 ・船橋法典高校同窓会副会長 ・マリスクラブ千葉 顧問

若さあふれる行動派。 市川市議会議員 坂下しげき

http://gogo-shigeki.com

紙面では書ききれない坂下しげきの政治姿勢・政治活動をぜひインターネットのホームページでご覧ください!

2月議会、6月議会におきまして、合計7つの議案質疑(1報告含む)と、2つの一般質問を行い5時間半に亘って、質問を行い、市の行政運営について提案致しました。2月議会6月議会を通しての懸案事項は「指定管理者制度」でした。

「議案第49号」市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定

「指定管理者制度」とは、条例を作ることにより、今まで、市が直接管理していた施設(公民館、体育館、保育園等)を民間の企業等に管理させることを可能にする制度です。この制度を行政が適正に運用できれば、財政難の中にあっても、民間企業のノウハウを取り入れ、最小の経費で、質を向上して事業を展開することが可能になります。しかし、その為には注意しなければならない点が大枠でいくつかあります。

- 1 点目として、**プライバシー保護の問題**。民間事業者が行政の持っている個人情報扱うことになるので、自治体はその保護に全力で努めなくてはなりません。
- 2 点目として、**業者選定の透明性**です。この条例は施設の管理を目的とするので、何年にも亘る業者指定になります。つまり、初めに、ある業者を市が指定すると何年も同じ業者が管理するので、選定には透明性が確保されなければなりません。又、この制度の趣旨は、民間の活力を導入することで、経費負担を減少させサービスの質を向上させることにありますから、経営手腕や信用、住民ニーズ、サービスの質が最も優れた事業者を選定するような仕組みをつくる必要があります。
- 3 点目として、**質の確保の問題**があります。この制度により保育園などが民間企業の管理下に置かれることもあります。民間に管理が移されても、公平にサービスが受けられることや、身体や財産に損害があった場合の補償や事前にそのようなことが起きないように規則をつくらなければなりません。

3点ほど挙げましたが、市川市の条例ではこれらの点(特に2と3)については、ほとんど条文中に規定が盛り込まれておりませんでした。他市の条例を見ても、公平で透明な業者選定について、きちんと条例で明文化しているのがほとんどであるのに、市川市では最低限必要な事と思われることも条例案には入っておりませんでした。そこで私は、これらの問題点について条例案に対する議案質疑の際に再三問題提起し、改善策を提案いたしました。が、明確な答弁が得られぬまま条例が制定され、運用されました。実際の運用は、やはり私が懸念したとおり、業者選定の手続きがきちんと定まっていなかったままの運用でしたので、透明性が発揮されない選定でした。他市では業者選定には市民の方が関わっているのが通例なのに、市川市では職員だけで選定がおこなわれました。選定内容についても他市では議会に報告されているが、インターネット上で広く公表されているのが普通であるのに、市川市では6月議会まで私が要求するまで公表されませんでした。今後この制度は、市川市の93施設に適用される制度で、予算額は莫大なものになります。従いまして、業者選定の透明性が最大限発揮され、市の施設の質が向上し、経費も削減され市民利益に還元されるものでなくてはなりませんので、今後の業者選定のあり方、個人情報の保護、経費の設定、質の向上について質疑いたしました。その結果、選定過程については公表されることが決まりました。また経費や質についても細かいところまで提案させて頂いた内容を市で検討することになりました。

P1 P2

議案第48号は市川市の組織編成改正に関わるものです。組織編成の改正は、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の皆様への多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うという点で非常に重要であり、結果としては、効率の良いものにならなくてはなりません。しかし市川市の組織改正には以下の点で疑問がございましたので質問を致しました。

- 1 市川市では平成10年度から15年度までの6年間の間に実に5回の組織改正を行っており、ほぼ毎年の改正です。必要があれば毎年行うことも可能ではありますが、1回の組織改正を行うには、組織内の引越し費用など様々な経費が発生し、最低限の経費だけでも既に1000万円以上の支出があり、今後も続けて五年掛けて組織改正を行う予定ですので、更に1000万円以上の支出が見込まれるということでもあります。これ以外にも組織改正では目に見えない経費がかかりますから、最少の経費で最大の効果を挙げられるように慎重に進める必要があります。市が、ただ組織いじりすることが行政改革と考えるようなコスト意識を持たない組織編成を無駄におこなわないように提言致しました。
- 2 今回の組織編成は16年度予算と一体化しないものがあります。つまり予算成立後、16年度になってから、予算が再配分されて、執行されると言うことです。このことは、予算上の責任と、執行管理上の責任の所在を不明瞭にし、予算執行の迅速性を失います。行徳支所の機能を強化するために、支所に新設課ができますが、予算が伴わないのであれば、支所の強化は表向きアクションに留まり、実を欠いていると言わざるを得ません。そこで、予算が整理されない状況下で、出先機関に、新しく機能を移管した今回の改正案は、地方自治法の趣旨である、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的に展開できるように組織の見直しであったのか、市の財務規則など他法規との調整は整っているのか質問致しました。
- 3 今回の組織改正も、市民ニーズが多く、なおかつ職員の残業が多い窓口関連部門の見直しがないことが疑問でした。そこで、今回の組織編成において、市民満足度についてどのように考えているのか質問致しました。

一般質問・1 GO!GO! SHIGEKI!

まず、第一として、今回は 特別保育園の整備について、

質問しました。

本市の2月1日現在の待機児童数は、628名に上っております。限られた財源の中で、待機児童の解消を図る為には、弾力化、規制緩和を有効に活用する必要があります。市川市の行政手腕が問われます。複雑多様化した現代社会では、育児に携わる世代の方々が、必ずしも平日の朝9時から夕方5時までの勤務をされているとは限りません。そして、このような勤務形態の違いや、病気の時や、障害を持たれている方の保育も、市民として当然平等に受けられるサービスなのです。しかしながら、市の施設では、大部分がお昼間と言われる時間帯に健康児の保育しか行われておりません。これでは、平等な市民サービスとは、いえないのではないのでしょうか。そして、児童福祉法が定めたラインが『「最低」基準』であることを決して忘れてはなりません。市は長期的な展望をもち、予算を確保し、子どもの育つ環境を整備することが必要であります。子育てと家庭を支援する為には、お金をかけずに事業化することはできません。しかし、行政コスト分析を行い、無駄をなくし、また、国で法改正が進み市の独自判断により、新たな行政手法を有効活用できる環境が整っておりますので、既存の直営施設

シングするという短絡的な手法によるのではなく、新たな行政課題を解決する手段として法改正を有効に取り入れるべきであります。国の構造改革・地方主権を受け、市は今こそ、将来に有効な投資をする英断を行うべき時であります。そこで、行政コスト分析を進めることにより、特別保育と言われる、駅前保育・24時間保育・休日保育・病児病後児保育・障害児保育などの保育園を充実することはできないものが質問致しました。

次に犯罪から子供を守る防犯の取り組みにつきまして要望致しました。12月議会でも取り上げさせていただきました。防犯灯の整備については、16年度中国分・北国分が新たなモデル地区となりました。明るい町は、犯罪から子供を守るひとつの手段であると思います。そして、他の自治体では、防犯ブザーの配布や、緊急連絡網に携帯のメールを使うなど、あらゆる方法で犯罪から子供を守る取り組みが行われております。また、先の議会において質問させて頂きました子どもの緊急システムについても、16年度予算で計上され、先ずは宮田小で実施される予定です。



裏面に一般質問の続きがあります。

一般質問・2 GO!GO! SHIGEKI!

次に、第二として、真間川・大柏川流域における衛生環境問題として、2つの点について質問致しました。

- (1) と致しまして、大柏川の水質汚濁は、以前から環境問題とされてきておりましたが、河川環境整備の国庫補助事業のひとつとして、大柏川浄化施設が柏井町に建設されました。そこで、この浄化施設の概要と運営経費について質問致しました。
- (2) と致しましてユスリ蚊の対策について質問致しました。真間川・大柏川沿線住宅区域において、衛生害虫、特にユスリ蚊の被害が深刻化しております。ユスリ蚊は、蚊ではなく、ハエ目に属するハエの仲間、血を吸う虫ではありませんが、春先や秋になると成虫が大量発生して蚊柱をつくり飛んでいる光景が一般的に知られています。このユスリ蚊が、真間川・大柏川沿線住宅区域において、灯りや風により大量に室内に侵入する被害や、洗濯物に付着する被害が発生しております。ユスリ蚊は10日程度で死に至りますが、その死骸が花粉の様に空中を漂い、ぜんそくの原因になるなど、最近では、アレルギー疾患の原因、アレルギーとしても問題視されております。このユスリ蚊の被害が深刻な地域では、家の外壁一面に大量のユスリ蚊がたかかって、外壁などがユスリ蚊のかんからないような状態になり、また雨戸を閉めようとすると大量のユスリ蚊が部屋中に侵入して飛び回り、食事のものを通らなくなるような状態です。(1)で伺いました大柏川浄化施設の可動に伴い水が浄化されることにより、たくさん魚がこの大柏川に戻り、その魚がユスリ蚊の幼虫であるアカムシをエサにすることで、多少の減少は期待できますが、しかし、そのようなことを言っていたのでは、イツになるのかわかりません。ユスリ蚊の駆除方法と致しましては、発生源となる水路や貯水槽などに沈殿した泥を取り除けば幼虫や卵の除去が可能となり効果的です。薬剤を使用することも考えられます。他市ではユスリ蚊の飛散を抑える為の工事を市の単独予算で行っています。そこで、この衛生害虫であるユスリ蚊の対応・対処方法について質問致しました。

一般質問・3-1 GO!GO! SHIGEKI!

第三として、行政改革について今回は次の4点について質問致しました。

- ① 人事給与制度改革について 新しくスタートする市川市の特別昇給候補者制度の取り組みについて質問致しました。 まず、人事上の評価と言うのは、人格を評価することではなくて、仕事を評価することであり、つまり業績評価であります。市川市のように業績評価制度が無いままの昇給を伴う人事評価は基礎を欠いたもので、砂上の楼閣であります。内閣府でも2004年から達成度評価という目標管理システムを導入しておりますが、給与には反映させないということです。しかし、市川市では、職員が特別昇給をする制度なので、昇給の理由が市民に分かりやすく納得のいくものでなくてはなりません。職員が市民に貢献し、成果を挙げるとは当然の職務であります。その当然の職務に対して、昇給をさせると言うのは市民感情としても難しいところであると思います。また、評価の内容が、市民サービスの向上に向けているのか、財政負担の削減に置かれているのか、新たな業務の構築による評価なのか、相対評価なのか、課題が多い点が懸念材料となります。 昇給制度を考える前に、職員全体のスキルアップや、適正な人員配置を行い、市民ニーズに迅速に答えられるシステムを構築すべきであると考えます。 そこで、1点目として、市川市の業績評価システムの現況及び本市には職員の評価システムに関する要綱等の明確な基準となる規則はあるのか、それは公表されているのか質問致しました。
- 2点目と致しまして、特別昇給制度と市民感情について市川市の考えを質問致しました。(このことに関しては答弁を省略されました。)

② プロジェクトチーム、事業チームの設置について

地方分権に向けて、地方自治体に関する法律改正が相次いでおります。このような国からの権限委譲に伴う、複雑で大規模な新規業務を市で立ち上げる場合は、市民ニーズや市民利益を守る為に、各担当部のほかに必要専門的知識を持つ部署も積極的に新規事業に関与して、早急なプロジェクトを立ち上げる必要があると考えられます。従いまして、このような部をまたがるプロジェクトチームの設置についての対応について指摘致しました。また、プロジェクトチームには予算的裏付けが無いと実行力が伴いません。そこで他市町村では、緊急課題があった場合を想定して、予算権限を持つような条例を設置しているところがあります。このような制度的な

一般質問・3-2 GO!GO! SHIGEKI!

③ 市川市の行政経営について

市が最少の経費で最大の効果を挙げるためには、まず、しっかりした目標方針を決めることが重要で、次に市全体が行政改革に向けて共通意識を持つこと、そして、行政コスト分析を行う際は、重複の無いデータ作成及び分析を行いコストを最小限にすることが必要であり、最終的には、適切な公表を行い、市民の方の意見を取り入れていくことが重要であると考えます。そこで、市川市がおこなっている行政分析の手法(バランス・スコア・カード、ABC分析、事務事業評価)について細部にわたって議論、提案し、分析結果の公表と市民意見の取り入れ(パブリックコメント等)について質問いたしました。

④ 電子自治体の推進について

市川市では毎年莫大な予算の下、様々な電子化が進められております。電子化は重要なことではありますが、予算の投下も大きいものですから、最善な計画で、必要なもののみおこなわれなければなりません。そこで、市川市の電子化の新規事業の総コストと費用対効果について質問致しました。

一般質問・4 GO!GO! SHIGEKI!

第四として、市川市と金融機関との新たな関係構築の必要性について質問致しました。

市は、税金である現金及び有価証券を「最も確実かつ有利な方法により」保管する義務があります。市はペイオフに備え各種の対策が必要であり、また財政難であることの対策として資金の運用が重要になっております。これまでの自治体と地域金融との関係は、公金収納及び支払を柱とする指定金融機関(市が公金の収納又は支払いの事務を行わせるために指定した金融機関)制度と、自治体の設備投資等を支える地方債制度をベースに、強固な関係が作られておりました。しかし、現在では、多くの自治体の財政状況が悪化しており、公金の運用も市場原理による取引が盛んに行われるようになり、状況は変化しております。そこで、次の点について質問致しました。 1 指定金融機関(千葉銀行)は、市の恒常的な歳入と歳出に直接関わる重要な職務を委ねる機関であり、また、利権の配分の側面もあり、これを選定する手続きは公平なものでなくてはならず、その選考基準と指定の結果は透明で説明責任を果たせるものでなくてはなりませんので、この指定の手続きは何らかの制度化が望ましいと考えられます。従いまして、市川市の対応について質問致しました。 2 公金資金の運用と調達方針について 市川市の公金は、歳計現金、歳入歳出外現金、公営企業会計に属する現金、基金、融資制度に係る預託金、一時借入金などがあられ平成15年度で約304億円の公金があり、それぞれの公金には地方自治法上の管理義務規定にも差があり、市の管理方法も政策的な余地が多分にあると思われまます。現在では金融の自由化や、ペイオフや、自治体の財政状況の変化が大きく係わり合

い、自治体の公金資金の運用についても変化を余儀なくされる状況にあると言えます。また、財政難であればこそ、資金の調達もコスト意識を持って行わなければなりません。そして、公金の運用は安全性を確保することが大前提にあります。安全性を確保しながら、効率的な金融商品を選択することを基本として、債券運用の拡大を図るものであります。現在では、多くの自治体で、より有利な公金の運用先を求めて、預金や貸付業務について入札制度を取り入れられております。例えば、大口定期や譲渡性預金などを購入する際に入札をおこなっております。これまでのような地方債を引き受けてもらう代わりに公金を預金するという地方債システムを通じた自治体と金融機関の伝統的かつ密接な関係は崩れつつあります。そこで、市川市の公金運用実態、住民参加型ミニ市場公募地方債の発行について質問致しました。ペイオフについての対策としては、債権保全対策として、銀行等引受地方債を証券発行債から証書借入債にシフトする方式の活用状況や、市川市の自殺の予約状況について質問致しました。そして、このまぐろしく変化する、金融・財政、経済情勢の中で、市は地域金融機関と新たな関係を構築する重要な時期にきております。ペイオフに備え、また地方分権を推進するならば、市は様々な問題について、自己責任により自己決定していかなくてはなりません。その自己決定には、市民利益が大きく係わる問題ですので、市は説明責任をしっかりと果たさなければなりません。現在も公金運用について、一部公表されておりますが詳細は不明であります。従いまして、市川市の公金の運用状況及び基本方針の公表と、今後の市の説明責任のあり方について質問すると同時に、公金の詳細情報の公表について強く要望致しました。

● 詳しくはインターネットで! ●